

平成 30 年 2 月 26 日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田 中 克 志

答 申 書

平成 29 年 10 月 26 日付け 29 静後広事第 960 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 3 日付けで静岡県後期高齢者医療広域連合長が公文書の一部を公開することに決定した処分に対する審査請求に係る諮問

## 別紙

### 第1 審査会の結論

平成29年10月26日付け29静後広事第960号による諮問に係る審査請求は、不適法であると判断する。

ただし、静岡県後期高齢者医療広域連合長が平成29年3月3日付けで行った部分公開決定は妥当でなく、実施機関は後述の「第6 審査会の判断」中「2 付言」の趣旨に沿った決定を改めて行うべきである。

### 第2 審査請求に至るまでの経緯

#### 1 公文書の公開請求

平成29年1月16日付けで、審査請求人から、静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、「条例システムの概要及び詳細を把握しうるもの、並びに選定及び調達に関する書類一式」の公文書の公開の請求（以下「本件公開請求」という。）があった。

#### 2 本件処分

- (1) 静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「実施機関」という。）は、本件公開請求に係る対象公文書として、「平成28年度第19号静岡県後期高齢者医療広域連合例規システム導入業務（以下「導入業務」という。）に係る提案書の提出について（供覧）」（以下「対象文書」という。）他6文書を特定した。
- (2) 対象文書に提案書の提出者（以下「提案者」という。）に関する情報が記録されていることから、実施機関は、各提案者に対し、条例第15条第1項の規定に基づく第三者に対する意見書提出の機会を付与することとし、あわせて条例第13条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を延長するため、審査請求人に対し、平成29年1月27日付け28静後広事第1241号公文書公開決定等期間延長通知書により、公開決定等の期間を平成29年3月3日まで延長する旨を通知した。

また、対象文書に情報が記録されている者に対しては、平成29年2月1日付け28静後広事第1267-1号、同1267-2号、同1267-3号公文書の公開に係る意見照会書により、平成29年2月10日を期限として、意見書提出の機会を付与した。

- (3) 実施機関は、条例第11条第1項の規定により、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年3月3日付け28静後広事第1421号公文書部分公開決定通知書を審査請求人宛てに通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年6月6日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 基本的な考え方

本件処分のうち、対象文書について、全部公開への処分の変更を求める。

#### 2 公開とするよう求める情報についての主張

(1) 対象文書のうち、「当該業者の独自のシステム、ノウハウ、見積書等に係る部分」に付いて、公開しないこととした理由を「事業者の持つ独自のシステム、ノウハウが含まれているため」としたことについて、対象範囲が漠然としており、具体性を欠くため係る範囲について非公開情報の該当を客観的に評価することが困難であることから非公開とする理由がない。

(2) また、公開されることによって正当な利益を害する蓋然性にまで検討がされたものとは認められない。

#### 3 実施機関の審査請求期間に係る主張に対する反論

平成29年2月11日以降平成29年4月2日に住所地に戻るまでの間は、交通事故による負傷の療養のため、概ね本籍地で療養中であった。上記期間中に幾度か住所地には赴いているものの、少なくとも実施機関が「処分があったことを知った日」と主張する平成29年3月4日から6日までの間は、本籍地で療養中であり、3月7日又は8日に住所地に一時帰宅するまで通知の送達を知り得なかった。実施機関の職員には本籍地で療養中のため、通知の送達先を変更するよう求めたが、住所地への送達がなされた。これらより、実施機関の主張には理由がなく、本件審査請求は適法である。

### 第4 実施機関の主張の要旨

#### 1 基本的な考え方

本件処分は、条例第7条第2号の規定に基づくものであり、また、手続上も何らの瑕疵が認められないのであるから、本件処分に関し何ら違法又は不当な点は認められない。

#### 2 審査請求人が公開とするよう求める情報についての主張について

(1) 対象文書には、平成28年9月27日付け公告において示した導入業務の仕様書及びシステム機能要件に基づき、提案者が導入業務を受注するべく、独自のシステム機能の特長や導入に係る作業工程、実施体制、導入実績等の内部管理情報を具体的かつ詳細に記載した提案書が含まれている。提案書に記載された情報は、もし公になった場合、他の類似事業の競争において、競合関係にある他社等が、当該情報に加工・改善を加えてそのアイデアを流用し、独自のノウハウを模倣することで、相応の労力や時間をかけず提案者よりも優位となることが容易に可能となり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

(2) 本件処分に係る通知書においては、本文書の非公開部分を頁や箇所等を指定して具体的に示しておらず形式的な不備があることについては認めるが、それをもって審査請求人が主張するように非公開となる「理由がない」ことにはならず、非公開とする

のが妥当である情報が含まれるため、審査請求人が主張する、本文書の全部を公開とする主張は認められない。

### 3 審査請求期間に係る主張について

行政不服審査法第 18 条第 1 項の規定により、審査請求対象期間は「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月」以内とされている。この「処分があったことを知った日」とは、処分があったことを現実に知った日をいうが、書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り、処分があったことを知ったものと解すべきものとされている。本件処分に係る通知書は、平成 29 年 3 月 4 日に審査請求人宅に送達されているため、反証のない限り、「処分があったことを知った日」とは平成 29 年 3 月 4 日、その翌日とは平成 29 年 3 月 5 日であり、この場合において審査請求対象期間は平成 29 年 3 月 5 日から平成 29 年 6 月 4 日までであると解することができる。このため、平成 29 年 6 月 6 日付けでなされている審査請求は、その対象期間を経過しており不適法である。

## 第 5 争点

本件審査請求は、本案前及び本案の 2 点の争点が認められる。

- 1 審査請求人が処分があったことを知った日について、実施機関は平成 29 年 3 月 4 日であると主張するが、審査請求人は同年 3 月 7 日以降である旨を主張する。審査請求人が処分があったことを知った日がいつであるかが、本案前における争点である。
- 2 実施機関は対象文書について、条例第 7 条第 2 号を理由に本件処分を行ったのに対し、審査請求人は全部公開を求めている。したがって、本案における争点は、本件処分における対象文書の条例第 7 条第 2 号該当性である。

## 第 6 審査会の判断

### 1 「処分があったことを知った日」について

実施機関は、本件審査請求が、審査請求期間を経過した後になされたものであることから、不適法であって、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により却下すべきものである、と主張するので、この点について、検討する。

行政不服審査法による審査請求は、「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（括弧内省略）を経過したときは、することができない」（同法第 18 条第 1 項本文）、とされている。

そして、「処分があったことを知った日」とは、「当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実に知った日を示すものであって、抽象的な知り得べかりし日を意味するものでない」。ただし、「処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分のあったことを当事者が知り得べき状態に置かれたときは、反

証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定することはできる」(最判昭和 27 年 11 月 10 日民集 6 卷 10 号 1038 頁)とされている。

また、住所とは、「各人の生活の本拠」(民法第 22 条)、つまり、人の生活の中心である場所のことをいうとされる。

本件審査請求において、審査請求人は、「平成 29 年 2 月 11 日から同年 4 月 2 日に住所地に戻るまでの間は本籍地における自宅療養に伴って一時的に住所が生活の本拠地ではなかった」と主張する。しかし、審査請求人は、その間、勤務先を退職するに留め(後日、復職している)、治療については本籍地から〇〇市内の〇〇病院に通院して行っていることなどに鑑みると、本籍地での療養生活は一時的なものであって〇〇の住所が生活の本拠地であることに変わるものではない、と解される。

そこで、本件処分に係る通知書は、特定記録郵便により平成 29 年 3 月 4 日に審査請求人の住所に送達されており、社会通念上処分のあったことを審査請求人が知り得べき状態に置かれたことから、審査請求人が「その処分のあったことを知ったもの」と推定される。

審査請求人は、平成 29 年 9 月 18 日付け第二反論書により、「(平成 29 年 3 月) 4 日以降同月 6 日までは、自宅療養先であるところの〇〇及び〇〇に所在していた」のであり、〇〇の住所地には不在であった旨主張する。そして、それを証明する書類として、同地方で物品の購入等を行った際の領収書及びクレジットカード売上票の写しを提出している。また、これらの書類から、当該物品の購入等に際しては、審査請求人名義のクレジットカードが使用されていたことが認められる。

しかし、当該領収書及びクレジットカード売上票は商品の購入等の時点における所在を示す限定的な証拠でしかないこと、クレジットカードの使用者が審査請求人自身であることを証明するものではないことから、当審査会は、当該書類だけでは反証は不十分であると判断した。

審査請求人は、平成 29 年 11 月 29 日に実施した口頭意見陳述の際の「(平成 29 年) 3 月 4 日に本件処分に係る通知書を受け取れなかったことについて、既に提出済みの書類以外の証拠はないか」という審査会からの質問に対し、実家で同居する家族からの証言の類を添えることが想定できる、との趣旨の回答を述べている。このことから、当審査会は、審査請求人自身が当該期間〇〇に継続的に滞在し、一度も住所地へ戻ることがなかったことについて当該家族からの証言を得るため、静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 4 日から 3 月 6 日までの間は本籍地に滞在していた旨を証明する者の署名捺印がされた資料やその旨を証言可能な者の連絡先等を求めたが、提出は得られなかった。

以上から、当審査会は、審査請求人の反証は不十分であると判断し、「処分があったことを知った日」とは、本件処分に係る通知書が審査請求人の住所に送達された平成 29 年 3 月 4 日であり、本件審査請求にかかる請求期間は、その翌日である平成 29 年 3 月 5 日から平成 29 年 6 月 4 日までとなる。このため、平成 29 年 6 月 6 日にされた本件審査請求は、その請求期

間を経過しており不適法であると判断する。

## 2 付言

当審査会は、前記1より本件審査請求は不適法であると判断するが、あわせて本件処分において対象文書中条例第7条第2号に該当するため公開しないこととした情報が、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかについて、審査請求人及び実施機関の主張、対象文書を見分し、検討した。

その結果、対象文書に条例第7条第2号に該当しないと判断できる情報が掲載されていることが確認できた。

- (1) システムの特長、機能の具体的内容、操作イメージ画面等で、提案者が自らのホームページやパンフレットで公表している情報は、すでに一般に公にされており、誰もが知ることができるため、条例第7条第2号には該当しない。

また、導入業務に係る仕様書やシステム機能要件に示されている内容を反映させたにすぎない情報についても、導入業務に係る業者選定を実施する際の公告において、仕様書やシステム機能要件が掲載されており、提案書はこれらに沿って作成することとされていることから、提案者がその機能等を有し、提案書にはこれらの情報が掲載されていることは容易に推察できる。したがって、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではないため、条例第7条第2号には該当せず、公開すべきである。

加えて、他の提案者の提案書等にも同様の技術が記載されている情報は、法人独自のノウハウであるとは言えず、これらが公開されても実施機関が主張するように他法人等が容易に競争上の優位性を得ることが可能になるとまでは認められない。したがって法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えず、条例第7条第2号には該当しない。

- (2) 上記以外のシステムの特長、機能の具体的内容、操作イメージ画面等や、システム設計の基本方針、導入、運用に関するスケジュール、業務の実施体制等のうち、別表1及び別表2に掲げる以外の情報については、公開することにより提案者独自の知識、経験、技術が明らかになると認められないため、条例第7条第2号には該当せず、公開することが妥当である。

- (3) 文章や表の項目名、表題、頁番号で、具体的な提案内容ではなく特段の創意工夫を含むものではない情報が非公開とされていることが認められる。これらについては、公開することにより提案者独自の知識、経験、技術が明らかになると認められないため、条例第7条第2号には該当せず、公開することが妥当である。

しかし、別表1及び別表2に掲げる情報のうち、

- (1) 別表1に掲げる情報については、通常は公にされておらず内部管理下に置かれている情報であり、「サポート・デスク電話番号」「連絡先電話番号、FAX番号」については、これを公にすることで提案者の事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがある

ものである。法人の印影については偽造、悪用される危険性があり、その余の部分についても提案者が本件業務を受注するため、又は法人の事業運営そのものに関わる戦略がうかがい知れる情報であることから、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当すると認められる。同号本文ただし書の規定にも該当しないため、非公開とすることが妥当である。

- (2) 別表2に掲げる情報については、本件処分では条例第7条第2号に該当するため非公開としているものの、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののいずれかに該当し、同号アからエまでのいずれにも該当しない情報であると認められる。したがって本件処分において非公開としたこと自体は妥当であるが、非公開理由を条例第7条第2号から条例第7条第1号に変更すべきである。

なお、条例第12条では、公開決定等をした際の理由の記載について規定しているが実施機関が本件処分において非公開とした部分は、弁明書において不備を認めるように、内容及び該当箇所が具体的に示されておらず、非公開とした情報、ひいては非公開の理由が不明確なものとなっていると言わざるを得ない。

当審査会は、条例の目的を改めて認識し、情報公開制度の適切な運営に努められることを要望する。

### 3 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審議を行った。

年月日	審議の経過
平成29年10月26日	諮問、諮問事案審議
平成29年11月29日	審査請求人口頭意見陳述、諮問事案審議
平成29年12月6日	審査請求人に対する条例第7条第4項に基づく調査（1回目）
平成29年12月16日	審査請求人からの条例第7条第4項に基づく調査に対する回答（Ⅱ）
平成29年12月20日	諮問事案審議
平成29年12月28日 平成30年1月9日	審査請求人に対する条例第7条第4項に基づく調査（2回目）
平成30年1月16日	審査請求人からの条例第7条第4項に基づく調査に対する回答（Ⅱ）
平成30年1月30日	諮問事案審議
平成30年2月26日	答申

別表1

業者名	ページ番号	該当箇所
A社	4	サポート・デスク電話番号
	20	採用実績の具体名
	31	導入実績の具体名
	見積書	金額、社印、代表者印
B社	表紙	社印
	7	連絡先電話番号、FAX番号
	30	「国の行政機関での実績」、「都道府県、後期高齢者医療広域連合における実績」、「静岡県内における稼働実績」の具体名
	31	更新実績の具体名
	見積書	金額、社印、代表者印
C社	表紙	社印
	6	導入実績の具体名
	15	「法制執務・立法調査意見書」の具体的記述
	20	コールセンターシステムに関する具体的記述
	23	ネットワーク構成図
	24	WEBサーバ名、アプリケーションサーバ名
	24	機器構成一覧
	25	データセンタ設備一覧
	見積書	社印、金額

別表2

業者名	ページ番号	該当箇所
A社	見積書	担当者印、担当者名
B社	7	担当者氏名、所属、役職、業務経験、資格等
	見積書	担当者印
C社	16	顧問に関する具体的記述
	33	担当者名、Eメールアドレス
	見積書	担当者名